

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 12 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和元年 7 月 10 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 木 村 冬 樹

○平成 30 年指定管理者監査の概要

1. 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
2. 監査対象施設 岩倉市生涯学習センター
3. 監査対象団体 特定非営利活動法人来未 iwakura
4. 監査対象課 教育こども未来部 生涯学習課
5. 監査の範囲
  - ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務。
  - ・指定管理者指定の手續に係るものは上記以前の期間を含む。
6. 監査の期間 平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 1 月 21 日まで
7. 監査結果公表日 平成 31 年 1 月 22 日
8. 措置通知受理日 令和元年 7 月 3 日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P10	公金の徴収事務については、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定により使用料等の徴収、収納の事務を指定管理者に委託する場合、同条第 2 項に規定する告示が必要であるがなされていなかった。早急に対処されたい。	令和元年 5 月 13 日付けで別添 1 のとおり告示を行いました。
P10	事業報告書の提出期限については、「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例」第 7 条においては「毎年度終了後 30 日以内」と規定されているが、基本協定書においては「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例第 7 条の規定に基づき、毎事業年度終了後、市の出納閉鎖期日までに」とされている。「岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例」を遵守するよう運用されたい。	指定管理者に指示し、平成 30 年度の事業報告書については、別添 2 のとおり条例に定める期間内（年度終了後 30 日以内）に提出してもらいました。
P11	（年に 1 度、指定管理者と担当部局により実施されているモニタリングは、）前年度の管理状況や事業等についての評価であるが、モニタリングの実施時期が翌年度の 12 月であるため、評価結果を当年度事業に反映させることが難しい。より効果的な実施時期を検討されたい。	令和元年 5 月から 6 月にかけて実施しました。

(注) 講じた措置の内容は令和元年 6 月 24 日現在のものである。



岩倉市告示第 112 号

岩倉市生涯学習センターにおける収納業務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納事務を委託する。

令和元年 5 月 13 日

岩倉市長 久保田 桂 朗



- 1 委託を受ける者の名称及び所在地  
特定非営利活動法人 来未 iwakura 理事長 井上 剛  
愛知県岩倉市下本町城址 10 番地 1
- 2 委託する事務の内容  
岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 21 年岩倉市条例第 2 号）第 8 条に規定する使用料の収納に関する事務
- 3 事務の委託期限  
令和 2 年 3 月 31 日まで

別添2



平成31年4月26日

岩倉市長 久保田 桂朗 殿

特定非営利活動法人来未 iwakura

理事長 井上 剛



平成30年度指定管理者事業報告書について、(提出)

このことについて、岩倉市生涯学習センターの管理運営等に関する基本協定書第18条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出しますのでよろしくお取り計らいください。